

関西福祉科学大学大学院学則（抜粋）

（学位の授与）

第7条 本大学院において研究科の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長が修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位は次の通りとする。

社会福祉学研究科 臨床福祉学専攻 博士前期課程 修士（臨床福祉学）

臨床福祉学専攻 博士後期課程 博士（臨床福祉学）

心理臨床学専攻 修士課程 修士（心理臨床学）

3 前各項に定めるもののほか、本大学院の博士課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請し、論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された場合にも学位を授与する。

4 学位に関する必要な事項は本学則に定めるもののほか、別に定める。